

# 住居表示の設定(変更) 届出のご案内

このたび建物等の建設を予定されている場所は、住居表示実施区域内ですので、住居番号(住所)の設定が必要になります。

つきましては、建物等を新築したときは(同じ場所での建替えを含む)、別紙「建物その他の工作物新築届」を提出してください。(物置などの、住所の設定が不要な建物の場合は、届出は不要です)

建物等の基礎工事が完了した時点で、住居番号(住所)を設定できます。設定の前に現地調査を行い、建物等の位置を確認する場合がありますため、提出後にお時間をいただきます。パンフレットなどに住所の記載をする場合は、お早めに提出をお願いします。

## 《 提出先 》

市役所2階 市民課 住居表示窓口(26番・27番の間)  
郵送での提出も承ります。

## 《 添付書類 》

- ① 現地案内図(住宅地図など、周辺が分かるもの)
- ② 公図の写し
- ③ 建物の配置図(敷地全体と建物の関係が分かるもの)
- ④ 1階平面図(寸法、間取りが入ったもの)

※ 1階に玄関がない場合は、2階の平面図

- 確認済の「建築確認申請」書類一式を窓口を持参いただいてもけっこうです。必要な図面を選んでコピーいたします。

## お問い合わせ・提出先



富士市役所 市民課 管理担当

〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話:0545-55-2746

## 《記入例》

令和4年5月1日

(あて先) 富士市長

郵便番号 417-0055

住所 富士市永田町1丁目100

届出人 氏名 富士 太郎

電話 (0545)51-0123

建物その他の工作物新築届

富士市住居表示に関する条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

所有者氏名	富士 太郎
所有者住所	富士市永田町1丁目100
建築完成年月日	令和4年10月1日
建設等の主たる 出入口から道路 までの略図	(ここに手書きしていただくか、 添付書類「①現地案内図」に 代えることができます)
建築等の敷地の表示	富士市 永田町1丁目234-5